

呉市教育委員会会議録
(令和6年12月26日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和6年12月26日定例会

- 1 開催日時 令和6年12月26日(木) 14:30開会
16:14閉会
- 2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 佐々木元
委員 吉中由美子
委員 辻佑子
欠席委員 委員 大之木小兵衛
- 4 出席職員 教育部長 石川直之
教育部副部長 横田三奈
教育部副部長 伊藤賀世
教育部参事補兼呉高等学校事務長 羽田光利
教育総務課長 新本康司
学校施設課長 瀧川孝徳
学校教育課長 木屋善貴
学校安全課長 田村峡平
文化振興課長 三浦美佐子
中央図書館長 木崎ひとみ
学校施設課主幹 丸石大
教育総務課課長補佐 橋本優子
- 5 傍聴者 5人
- 6 日程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 報告第32号 令和5年度生徒指導上の諸課題の状況について
 - (4) 報告第33号 呉市立呉高等学校の令和7年度入学者選抜実施要項について
 - (5) 教議第53号 請願書について
 - (6) 報告第34号 令和6年度教育費補正予算について
 - (7) 教議第54号 臨時代理の承認について(令和7年度教育費予算)

(14:30)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、辻委員・佐々木委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐 (令和6年11月22日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第6及び日程第7については、予算に係る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第32号 令和5年度生徒指導上の諸課題の状況について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第32号「令和5年度生徒指導上の諸課題の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

田 村 課 長 それでは、報告第32号「令和5年度生徒指導上の諸課題の状況について」御説明します。資料1ページを御覧ください。

1の暴力行為発生件数についてでございますが、定義は、「自校の児童生徒が、故意に目に見える物理的な力を加える行為」をいい、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の四形態に分けられます。

グラフを御覧ください。棒グラフは、呉市の発生件数を示しております。小学校では、令和4年度の31件から令和5年度は46件となっており、15件増加しております。また、折れ線グラフは1,000人当たりの発生件数を示しておりますが、国や県と比べ、呉市は大きく下回っております。中学校では、棒グラフで示す呉市の発生件数は令和4年度63件から令和5年度は88件となっております。また、折れ線グラフで示す1,000人当たりの発生件数は、国や県と比べ、呉市は上回っています。

令和5年度の状況としましては、四形態のうち、生徒間暴力が9割以上を占めております。また、相手の行動や言動に腹を立てて暴力行為に至った事案が多いことや、中学校においては、暴力行為を繰り返し行う生徒が増加している状況でございます。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類となり、コロナ禍での制限がなくなる中、学校生活や学校行事等がコロナ禍前の状況に戻り、児童生徒同士が関わる場面も増え、行動が活発化した状況もございます。

今後の対応としましては、引き続き、未然防止に向けて、落ち着いた学習環境の整備や児童生徒の規範意識の涵養、校内巡視や見守りの実施、個に応じた指導や支

援を丁寧に行うなど、早期発見・早期対応に努めてまいります。

また、学校が全てを抱え込むことなく、スクールカウンセラーや関係機関と連携して適切な指導を行いました。学校安全課としましても、引き続き、生徒指導員の派遣などを通して、対応してまいります。

次に、2のいじめの認知件数についてでございます。

定義は、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」です。

グラフを御覧ください。棒グラフで示しております呉市の認知件数は、小学校では、令和4年度の73件から令和5年度は239件、折れ線グラフで示しております1,000人当たりの認知件数は国や県と比べ、呉市は下回っております。中学校では、呉市における認知件数は、令和4年度の53件から令和5年度は115件です。1,000人当たりの認知件数は、小学校と同様に国や県と比べ、呉市は下回っております。

令和5年度の状況としましては、認知件数は、国や県と比べ、下回っていますが、令和4年度と比較しますと、いじめの初期段階のものも含めて積極的認知が進んでいるところです。しかし、事案によっては、正確な事実確認や速やかないじめ対応チームの招集、校内における役割分担など、自校の「いじめ防止基本方針」や「いじめ対応マニュアル」に従った組織的な対応が不十分な場合があります。

今後の対応としましては、2ページを御覧ください。いじめ撲滅キャンペーンなど、児童生徒の主体的な活動を通して、いじめを絶対に許さない学校・学級風土づくりを進めるとともに、定期的にいじめアンケートや個人面談を実施し、児童生徒の実態把握に努めてまいります。さらに、いじめられた児童生徒の立場に徹底的に立ち、寄り添って対応することを基本とし、児童生徒一人一人の尊厳の大切さを心に据えて、引き続き「呉市立中学校におけるいじめ問題等事案に関する調査報告書」の調査結果を受けた再発防止策の確実な実施に向けて、取組を進めてまいります。

最後に、3の長期欠席児童生徒数と4の不登校児童生徒数についてでございます。

長期欠席の定義は、「年度内に連続又は断続して30日以上欠席すること」をいい、欠席理由から病気、経済的理由、不登校、その他の四つに分けられます。

グラフを御覧ください。棒グラフが示す呉市における長期欠席者は、小学校、中学校ともに大幅に増加しており、小中学校ともに、1,000人当たりの長期欠席生徒数が、国・県よりも多い状況となっております。

また、4の不登校についてですが、定義は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること」をいいます。

グラフを御覧ください。棒グラフが示す呉市の不登校児童生徒数は、小中学校ともに、令和4年度と令和5年度を比較しますと増加しております。また、折れ線グラフが示す1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小学校は、国や県と比較し、呉市は下回っていますが、中学校では、国・県と比較し、上回っている状況となっております。

令和5年度の状況としましては、増加の要因として、長期化するコロナ禍による

生活環境の変化や生活リズムが乱れやすい状況が続いたこと、学校生活において、様々な制限がある中で交友関係を築くことが難しかったなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことや児童生徒の休養の必要性など保護者の学校に対する意識の変化も考えられます。

今後の対応としましては、一人一人の背景や要因を的確に把握し、個々の実態に応じた支援を進めてまいります。休み始めた際の早めの家庭訪問の実施やアンケートや個人面談を通して、児童生徒の実態を把握し、全ての児童生徒にとって安全・安心な学校・学級風土づくりなど未然防止の取組や不登校により学びにアクセスできない児童生徒をゼロにすることを目指し、校内適応指導教室（スペシャルサポートルーム）、呉市教育支援センター（つばきルーム）、広島県教育支援センター（スクール“S”）、など、不登校児童生徒の居場所を確保し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣や呉市教育委員会スクールカウンセラーによる児童生徒及び保護者との面談など取り組んでまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の報告第32号「令和5年度生徒指導上の諸課題の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 意見です。暴力の発生件数、不登校の問題を含めてですが、今後の対応について、学校がしっかりやる、若しくは関係機関としっかり連携をして取り組んでいくということはもちろんですが、毎回、毎年このことを言っておりますが、保護者と地域の連携がなくてはならない。

今、非常に背景が複雑だと書いてありましたけども、複雑なケースがすごく多いと聞きます。

学校だけで抱えて、学校が機能不全にならないように、家庭、地域がしっかりとバックアップして支えていくことが大事なので、その連携をしっかり取っていくようにということを、改めて要望したいと思います。以上です。

辻 委 員 いじめの認知件数が、去年と今年を比べると伸びているようなグラフになっています。

説明があったように、積極的な認知をしていきたいと思いますという取組の成果の現れなのかなという気がいたします。

いじめの案件そのものが増えたというよりは、認知できるものが増えたということなんだろうと、それ自体は、もしかしたら良いことなのかなと思います。

まず、この認知件数については報告をいただいておりますが、認知した上で、その中のどのくらいの件数が実際解決に至ったか、このいじめそのものが、本人の心理的、物理的な影響を受けている状態、本人がつらいと思っている状態ということですので、本人たちがつらくない状況にまで持っていくことができたのがどのぐらいなのか、ということに合わせて調査報告していただけるとうれしいというのが一つ。

もう一つ、長期欠席の児童生徒が増えているということで、こちらも小学校・中学校ともに、呉市の状況が令和4年から5年にかけて急速に伸びているのが、とても気掛かりです。

登校しないという選択肢も持てるようになったという部分は、児童生徒にとっ

て、もしかしたら心が落ち着ける状況なのかもしれませんが、特に私が気になるのは中学校で1,000人中114人、1割を超す生徒さんたちがこのような状況になっていることです。

全ての人がそうだとは思いませんが、やはり学びが難しくなることによって学校から足が遠のいてしまう生徒さんが見られます。

学びの多様性がある中で、小学校には通級があるけど、中学校になると通級がない。

通常学級にいるか、支援学級に行くか、どちらかの選択のようなものになってしまうところが、保護者さんたちも、本人も、どちらがいいのかということ悩みながら決定されて、その後のことを考えて通常学級に選択をするけれども、結局は、入ってみたものの勉強について行けない、ということは何件か聞きます。

呉市だけでどうにかできることではないことだと承知しています。しつこいかもかもしれませんが、小学校にあるものが中学校にはなく、「急にはしごを外されるという状況になる」という状況は早く改善されるべきことだと思いますので、意見として述べさせていただきます。

田村課長 いじめに係わってですが、いじめの積極的認知を進めているところです。初期の段階でしっかり把握して、そこからいじめの解決に向けてスタートラインに立つという認識で、進めているところでございます。

今後も、積極的認知について、引き続き学校を指導していきたいと考えております。

また、認知した後の解決の件数ですが、現在、数は持ち合わせておりませんが、各学校から学校安全課に報告があります。それを受けまして、学校とどのように対応していくのか確認をしながら、取りこぼしがないように進めていきたいと考えております。

不登校の支援についてですが、学びにアクセスできない児童生徒をゼロにするということを大きな目標として進めているところです。しかし、不登校には様々な背景がございます。一番大切なのは、子供たちがなぜ不登校になっているのかという実態、背景を把握しながら、一人一人に合った支援をしていかなければならない。それが、学習面かもしれませんし、生活面かもしれません。そういったことを、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携を取りながら、支援していきたいと考えております。

木屋課長 中学校における通級指導教室につきましては、以前の教育委員会会議でも辻委員から御意見を頂いたところですが、来年度からの設置に向けて県教委と連携を進めており、まだどうなるかは分かりませんが、現在は連携中ということだけお伝えさせていただきます。

辻委員 大変喜ばしく思います。是非、進めていただけたらと思います。

吉中委員 いじめの認知件数ですけれども、先ほどお話があったように、積極的に進めているということで、かなり件数が増えております。

様々なコロナにおける環境の変化とか、この数年において、学校であったり制度であったり、保護者の方でもいろいろ考え方も変わってきての結果もありますし、積極的認知を進めているということで人数が増えていると思うんですけども、これについては、やはり早期対応が一番大事になってくると思います。

保護者の方もアンケートを書くときに、どこまで書いていいのか悩みながら書いておられる方も多いと聞きますので、悩みながら書いて早期に対応できていれば、また今後も積極的認知が増えるということになり、来年度につながると思いますし、そこで早期対応ができなければ、また積極的認知が進まないという方向にも行ってしまうと思いますので、大変かとは思いますが、この令和5年度で増えているものを、しっかり対応していただき、積極的認知をしっかりと進めていくように対応していただきたいと思います。

田 村 課 長 積極的認知を進めていく、プラス、その後の対応ということをしっかりしなければいけないという御意見を頂いたと思います。

実は現在、学校安全課の指導主事が学校に出向いて、職員会議と一緒にその対応について検討したり、学校に対する指導をしています。

積極的認知を進めるとともに、しっかり初期対応等ができるように、学校と教育委員会事務局が一緒になって取り組んでいきたいと考えております。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第33号 呉市立呉高等学校の令和7年度入学者選抜実施要項について

教 育 長 次に、日程第4の報告第33号「呉市立呉高等学校の令和7年度入学者選抜実施要項について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

羽 田 参 事 補 「呉市立呉高等学校の令和7年度入学者選抜実施要項について」御説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

はじめに、一次選抜につきましては、定員は160名、学力検査実施日は令和7年2月26日（水）、自己表現及び面接は2月27日（木）でございます。

二次選抜は、令和7年3月18日（火）で、定員は一次選抜の合格者決定後に確定いたします。

続きまして、実施要項につきましては、令和7年度の主な変更点でございます。

変更点は、自己表現カードの廃止でございます。

昨年度の要項では、時間割に自己表現カードの記入の時間がありましたが、本年度はなくなっております。

これは、入試後のアンケートにより、生徒のカード記入による負担やこれを指導する教員の勤務時間が課題であったため、広島県教育委員会が対応を整理したものでございます。

今年度より、受検者におきまして事前作成したシナリオ等の持込みが可能となっております。

また、これに伴い、以後の検査教科の時間割を繰り上げております。

これは、時間短縮をすることにより、1日目の検査終了時間が少し早くなるため、受検生及び高等学校の負担軽減を図っていかうとするものでございます。

出願登録から選抜や合格発表まで約1か月半ございますが、事前準備から漏れや

誤りのないように確実に言い、万全を尽くしてまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の報告第33号「呉市立呉高等学校の令和7年度入学
者選抜実施要項について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意
見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第53号 請願書について

教 育 長 次に、日程第5の教議第53号「請願書について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

新 本 課 長 それでは、教議第53号「請願書について」を御説明します。

資料の13ページを御覧ください。

本件は、「教科書採択についての請願」でございます。

請願者は、「教科書ネット・呉」で、請願内容は5点でございます。

請願内容につきましては、まず、学校教育課から説明いたします。

木 屋 課 長 それでは、請願内容について御説明いたします。

請願団体から令和6年11月8日付けで提出された請願の内容については、詳細は
14ページから18ページにございます。

本請願は、教科用図書の採択について、改善を求めるものです。

請願内容の5点は次のとおりです。

1点目、調査・研究委員は子供たちを教えている立場から「この教科書が使いや
すい」という評価を意見具申できるようにすること。

2点目、調査・研究委員は引継ぎを含めて2期で交代するなどの公正・公平な任
命をすること。

3点目、観点・視点・方法を変えること。

4点目、教科書展示でのアンケートを選定委員会で資料として配るなど、更なる
活用を図ること。また、学校アンケートを行い、教員の意見を採択に反映させるこ
と。

5点目、教科書採択の臨時教育委員会会議には教育委員4人が全員出席できるよ
うにすること。

まず、1点目から4点目を併せて御説明いたします。

教科用図書の採択につきましては、これまでどおり、国の通知や県の方針、呉市
の規程等にのっとり、適正かつ公正に進めてまいります。

また、手続・運営の具体的な点については、呉市教科用図書の採択に関する規程
第15条に「この規程に定めるもののほか、採択について必要な事項は、教育長が別
に定めるものとする。」とあるように、教育長の指示を仰ぎながら進めてまいりま
す。

そのため、1点目から4点目までの事項については、教育委員会として採択、不
採択ということを決めるのにふさわしくないものと考えております。

そういうことで、これらにつきましては、「教科用図書の採択につきましては、

国の通知や県の方針，呉市の規程等にのっとり，適正かつ公正に進めてまいります。」との旨を回答したいと考えております。

私からの説明は，以上でございます。

新 本 課 長 続いて，5点目について御説明いたします。

「教科書採択の臨時教育委員会会議には教育委員4人が全員出席できるようにすること。」との要望でございます。

教育委員会会議の運営につきましては，「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「呉市教育委員会会議規則」にのっとり進められるものであり，この場で採択，不採択を決定するのにふさわしくないものと考えております。

説明は，以上でございます。

教 育 長 ただいま，事務局から日程第5の教議第53号「請願書について」の説明がありましたが，これについて，採択するか，不採択とするか，あるいは採択・不採択の決定をしないとするかについて，御質問，御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 今回の請願の内容については，大変貴重な御意見として伺いまして，教科用図書採択は，国の通知や県の方針，呉市の規程等にのっとり，適正な手続を経て行うものでありますので，学校教育課長が説明したように回答されるのがよいかと思えます。

吉中委員 先ほど，事務局から説明がありましたように，これらの5点の請願内容につきましては，この場では採択とか不採択とかは決めないでいいと考えます。また，採択手続の個別の具体的な事項につきましては，教育長の指示により進めていただくのが妥当だと考えます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで，本請願については，採択・不採択の決定をせず，学校教育課長の回答案のように回答すべきという御意見でありましたが，御異議ありませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで，よって本請願についてはそのように決めます。

それでは，これより非公開の議題に入ります。

傍聴者の方は，誠に申し訳ありませんが御退室ください。

(15:00)

報告第34号 令和6年度教育費補正予算について

(非公開案件です。)

教議第54号 臨時代理の承認について(令和7年度教育費予算)

(非公開案件です。)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

(16:14)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 辻 佑 子)

(委 員 佐々木 元)

(令和6年12月26日定例会)